

機械の危険情報の提供に関する論点

1 機械の危険情報の提供のあり方について

労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づき、事業者が行う機械設備のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置の実施が効果的に実施されるためには、どのような施策を講じる必要があるか。

(参考)法第 28 条の 2(事業者の行うべき調査等)

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。(第 2 項以下略)

- (1) 機械メーカーが機械ユーザーに機械の危険情報を提供することは、機械ユーザーにとって、どのように効果的又は有効なものであるのか。
- また、機械ユーザーがリスクアセスメントを実施する際に必要な情報とは何か。

(参考 1) 専門家報告書 (平成 21 年中央労働災害防止協会委託調査報告書)

- ア 機械災害の割合が全労働災害の約 3 割を占めており、重篤な災害ほど防護措置、安全装置の欠陥から生じている。
- イ 機械の残留リスクの提供を求めるユーザーの割合が高い。
- ウ 国際的な動向として残留リスク等の使用上の情報の提供を行うこととされている。
- エ 残留リスク等の使用上の情報を提供することを促すことが必要である。

(参考 2) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」別表第 5 における「使用上の情報」

- ア 製造等を行う者の名称及び住所
- イ 型式又は製造番号等の機械を特定するための情報
- ウ 機械の仕様及び構造に関する情報
- エ 機械の使用等に関する情報
- ・意図する使用の目的及び方法 (機械の保守点検等に関する情報を含む。)
 - ・運搬、設置、試運転等の使用の開始に関する情報
 - ・解体、廃棄等の使用の停止に関する情報
 - ・機械の故障、異常等に関する情報 (修理等の後の再起動に関する情報を含む。)

- ・合理的に予見可能な誤使用及び禁止する使用方法
- オ 安全防護及び付加保護方策に関する情報
- ・目的（対象となる危険性又は有害性）
 - ・設置位置
 - ・安全機能及びその構成
- カ 機械の残留リスク等に関する情報
- ・製造等を行う者による保護方策で除去又は低減できなかったリスク
 - ・特定の用途又は特定の付属品の使用によって生じるおそれのあるリスク
 - ・機械を使用する事業者が実施すべき安全防護、付加保護方策、労働者教育、個人用保護具の使用等の保護方策の内容
 - ・意図する使用において取り扱われ又は放出される化学物質の化学物質等安全データシート

(参考3) 専門家報告書 「ユーザーが必要とする「使用上の情報」について」

ア 必要不可欠な「使用上の情報」の項目

- ① 「機械の意図する使用の目的と方法、合理的に予見可能な誤使用及び禁止する使用方法等の情報」
- ② 「危険源のリスト」と危険源に対して講じたリスク低減措置（保護方策）（③の対象となる危険源に限る。）
- ③ 「残留リスク情報」

ここで「残留リスク」とは、保護方策を講じた後に残るリスクをいう。

(2) 「残留リスク情報」などの機械の危険情報は、どのように機械ユーザーに提供すべきか。

(参考) 専門家報告書

情報の提供は、ユーザーが活用しやすいようフォーマットを定め、簡潔かつ明瞭なものとする必要がある。

ア 化学物質のMSDSでは、必要な情報の項目を定め、明瞭な情報提供がなされており、同様な取組とすべきである。

イ 「残留リスク」については当該機械の「残留リスク」が簡潔に一覧できるものを使いやすい。

ウ 機械の包括安全指針に基づき一連の「使用上の情報」を作成し、そのすべてを取扱説明書等に盛り込むことも必要であるが、それとは別に、統一的な情報提供がなされるべきである。

エ 機械メーカーは警告ラベルや取扱説明書で残留リスクを提供しているとするが、機械ユーザーは残留リスクの提供を受けていないとするものが多い。警告ラベルにより提供される危険源があるものについて、どのような危害がどのような時に発生するか、どのような対応が必要かを文書により別途示すことが有効である。

(3) 機械の危険情報のうち、「残留リスク」情報として必要な項目は何か。

○「残留リスク」の情報としては、次の項目が考えられるのではないか。

ア リスクが生じるときの機械に係る作業の態様(例)

「設置、運搬中」、「運転中」、「保守・点検中」、「修理中」、「合理的に予見可能な誤使用中」、「廃棄」

イ リスクの種類(例)

- ① 刃部への接触による切断
- ② 可動部への接触による激突され
- ③ 回転部への接触による巻き込まれ
- ④ 充電部への接触による感電
- ⑤ 高熱部への接触によるやけど

ウ リスクが生じる箇所又は範囲(例)

刃の可動部や充電部等の特定

エ リスクの程度(例)

- ① 死亡のおそれ
- ② 傷害が残るおそれ
- ③ 医者の治療が必要
- ④ すり傷程度

○なお、「リスクの種類」には、「危険源」として JIS に定められているものを考慮する必要があるのではないか。

(参考) 専門家報告書

ア 「残留リスク」情報の提供に際しては、機械ユーザーが実施する機械の非定常作業を含めることが必要である。この場合、機械の故障修理など機械メーカーが実施するものは対象とはならない。

(4) 機械の危険情報が提供されるべき機械はどのようなものか。すべての機械に必要なものであるのか。仮に残留リスクがない場合には、「残留リスク」はないとする文書が必要か。

(参考) 専門家報告書

ア 情報提供の対象となる機械は、すべての機械を対象とすることが適当である。

2 機械の危険情報の提供制度の効果的な運用について

機械の危険情報の提供制度が効果的に運用されるには、国はどのような施策を講ずるべきか。

- (1) 機械メーカーが機械の危険情報を適切に作成、提供するために必要な支援としては、どのようなものが考えられるか。特に、中小機械メーカーに対し必要な支援としては、何があるか。
- (2) 機械ユーザーに求められる取組、必要な支援としては、何があるか。
- (3) 想定していないリスクにより機械災害が発生した場合に、そのリスクを機械メーカーにフィードバックする仕組みが必要ではないか。

以上